

令和元年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年7月4日（木）13時37分から14時15分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員（18名）

会長	19番 原 心一																			
会長職務代理	7番 森安 正	11番 山崎 彰																		
委員	1番 水田 義郎	2番 平山 則雄	3番 横山 実男																	
	4番 森田 良彦	6番 堤 昭雄	8番 宗石 和彦																	
	9番 西村 広幸	10番 西岡 久	12番 三木 克司																	
	13番 上島 陽子	14番 鍵山 佳広	15番 小松 和啓																	
	16番 三谷 富重	17番 山内 茂	18番 岡本 博臣																	

4. 欠席委員（1名）

5番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号 農地法第4条の規定による届出について（報告）
第6号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第7号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恒久
事務局次長 和田 小百合
事務局係長 公文 正志
農地主事 野島 和仁

7. 会議の概要

議長

開会（13時37分）

皆さん、こんにちは。雨がですね、非常に心配がされましたけれども、おかげ様で高知県の方には、大した被害もなかったかなあというふうな思いをしています。九州の南、鹿児島の方では多大な大雨で被害が出ておるというような事が報道されておりますが、まだ梅雨の末期ということでその頃に大雨が降る可能性もありますので、皆さん方十分にご注意していただいてですね、農作業に励んで頂いたらありがたいと思っています。

本日の予定としましてはですね、あと、議案書の訂正が若干あります。あと岡田さんが今日欠席届けが出てますが、岡田さんは退院はされたと話に聞いておりますが、ただ、座って長時間ちょっとおるのが大変ということで今月につ

いてもですね、欠席届けが出ております。あとその他の件で上島委員さんから、若干、女性部の方のご報告があると聞いておりますのでよろしくお願ひいたします。

今日は農業会議の方から田中さん、2人とも田中さんですが、今日は私達の農業委員会に対しましてですね、研修会ということで「人・農地プラン」と農業者年金について皆さん方に説明をしていただくというふうなことになってますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

なお、今日の会の流れとしてはですね、農地利用最適化意見交換会についてはあっせん情報まで済ましておいてから、研修会に入りたいと思います。その点よろしくお願ひを致します。

それでは早速議題へ入っていきたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

本日の議事録の署名人は横山委員、森田委員の両名にお願いをしますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは早速ですが、議案に沿いまして進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

訂正がありますので事務局の方より、議案書に沿ってですね、訂正箇所の指摘をお願いをします。

事務局

すいません、何箇所かありますて、まず3ページですけども、左上に報告第3号とありますが、報告を議案に変更をお願いします。これがですね、3ページと4ページ、5ページも同様に報告を議案に変更お願い致します。

次にですね、6ページ、申請番号が9となってますが、1に訂正をお願い致します。6ページですね、申請番号が9、1件だけですけど、9番になってましたので1と訂正をお願いします。

次が15ページ、最後のページですけども、利用権設定の申請番号10番1番最後ですね、10番ですが、取り下げがありましたのでここは削除して下さい。

次に写真資料の資料1~4の下段の写真番号黄色の丸文字で③と書いてますが、④。資料1~4の下段の写真番号が③となっていますが、④ですので、訂正をお願いします。

以上です。

議長

それでは議案に沿いまして順次進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町神母ノ木字牛ツキ岩180番、地目は畠、面積は505m²、外3筆、計4筆で合計954m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は4,896.91m²、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町本村字カドタ86番2、地目は田、面積は946m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は3,189m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当り528,542円で総額500,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町須江字ヤマゾエ162番口、地目は田、面積は317m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の

耕作面積は5,928m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百歳字京田1019番1、地目は田、面積は601m²、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は5,725m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は4で10a当り500,000円で総額300,500円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上、説明が終わりましたので、ただ今より議案第1号につきまして皆さん方より質疑またはご意見をうかがいたいと思いますが、何かございませんか。格段ありませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長 それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

引き続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は使用貸借権設定、申請地は土佐山田町神通寺字芝力内223番5、地目は田、面積は300m²、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED] 転用目的は農家住宅、転用事由は「現在は借家にて家族3人で生活していますが、子供の成長につれ手狭になったことと、両親との相互扶助も考慮し、少しでも両親と近場で生活したいと考え、申請地を選定しました。」ということです。農地区分は第1種農地、調査員は依光委員で資料は5です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

以上です。

議長 すいません、依光委員補足説明をお願いします。

推進委員(3番) はい、資料の5-2、5-3ですかね、5-1、2、3、この資料の2の分の青いちょっと工事中のところが香長ダンボールになっちゃうと思います。この申請場所はですね、この申請する人の娘さんの嫁さんということで大分前からこの土地を購入して、最近は作物は作ってないんですけど、地域の田役とか草

刈りとかということで周りの人とですね、周りの人に協力的でですね、周辺の許可も得てますので大丈夫だと思います。
以上です。

事務局 補足説明致します。申請地につきましては以前にこちらに家を建てる計画があつて農業振興地域の農用地からは既に除外をされている農地で、分筆もされておるところでしたけども、今回、この貸主の[REDACTED]さんの息子さんがこちらに家を建てるということで使用貸借ということになっております。一応農家住宅ではないですが県との都市計画課との開発の協議も、もうすでに済んでおりまして建設が可能という事は聞いております。

以上です。

議長 そうなると分家住宅という形になるがですよね。それからもう一箇所は集落接続、60m以内ということで写真の2の②の右下の方に1番近い家が航空写真に写っていますが、そこからいうと60m以内ってことで集落接続が出来ておるという判断でいいですかね。

事務局 その通りです。立地基準についてはクリアしております。

議長 説明が終わりましたので議案第2号につきましては1件ですが、皆さん方より、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。
一種農地であつてもですね、色々と要件があつて建設が出来るという判断になっておりますので何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんか。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、ただ今より採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長 はい、それでは議案2農地法第5条の規定による許可申請について原案通り賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第3号非農地証明願についての説明をお願いします。

事務局 報告第3号 非農地証明願について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町下ノ村字石川與右江門古屋式廻り156番3、地目は宅地、面積は32.58m²、利用状況は公衆用道路、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、申請地は、平成元年月日不詳の頃から周辺も農地にいたる農業車両進入通路及び周辺住民の農作業道路（公衆用道路）として利用されています。調査員は門脇推進委員で資料は6になります。

2番、申請地は土佐山田町影山字カヂヤシキ267番、地目は田、面積は46m²、外18筆、計19筆で合計6,099m²、利用状況は山林、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和40年に杉や桧を植林したり、傾斜地や狭小地には耕作ができなかったため、雑木が生えたりし

て、昭和45年には山林となり、現在に至っております。調査員は大倉委員で資料は7です。

3番、申請地は土佐山田町逆川字ナカノウチ1881番1、地目は田、面積は125m²、利用状況は宅地、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和49年にコンクリートブロック造り平屋建て約20m²の倉庫1棟を建築し、その後 昭和56年にコンクリートブロック造り平屋建て、約15m²の倉庫をもう1棟建築し、宅地となり、現在に至っています。調査員は大倉委員で資料は8です。

4番、申請地は土佐山田町船谷字下夕野地48番、地目は畠、面積は429m²の内実測190.02m²、利用状況は宅地、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和51年以前から納屋を建築しており、倉庫、駐車場及び46番地の畠への進入路として使用し、現在に至っております。調査員は森田委員で資料は9です。

5番、申請地は土佐山田町植字万福寺401番、地目は田、面積は188m²、外1筆、計2筆で合計482m²、利用状況は宅地、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、(亡)義父が農業を営んでいましたので、昭和49年頃に農業用倉庫物置を建築しております、現在に至ります。尚、申請地周辺に被害を及ぼす農地はありません。調査員は宮地泰範推進委員で資料は10になります。

6番、申請地は香北町清爪字西ノ岡32番1、地目は畠、農振区分は農用地、面積は45m²、利用状況は山林、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、隣接が山林のため、平成10年に山林化し、現在に至っております。調査員は森安委員で資料は11です。

以上です。

議長 すいません、1番から補足説明をお願いしたいと思いますが、門脇委員さん。

推進委員(5番) 資料の6-1から6-2の写真を見てもらったらわかると思います。6月に1度非農地証明をということで説明をさせてもらいました。その方の[REDACTED]さんという方ですが、資料の2-1の左側が6月の時に非農地証明をさせてもらったところですが、それに付随する黄色の線の部分です。これが今地元の方が農業用道路とかに使われているということで、その中に一部[REDACTED]さん方の農地が入っているということですが、地元の者が結いというかたちで大分前から提供されて農業用道路というかたちに使われているということです。

議長 はい、有難うございました。すいません、2番、3番についてはですね、大倉委員さんですが、今日欠席ですので事務局の方から説明をします。

事務局 資料7になります。7-1から7-3です。大倉推進委員からですね、全て山林であるということで、特に7-3の写真資料の方で、ちょっとわかりにくいですけども全体が山林になっておりまして、この中に多くの筆が含まれているということで現地まではちょっと確認に行けてないんですけども、周辺の道路から見るともう全てが山林ですので問題ないと思います。大倉さんの記憶では自分が子供の頃からもう山林であったということです。

次に資料の8ですけども、逆川の非農地の件ですけども、こちらは8-2の写真を見て頂くとわかると思いますが、倉庫が2棟と駐車できるスペースということでこちらの方も15年以上特に問題もなくきてるので問題ないというふうに聞いております

以上です。

議長 はい、すいません、森田さん、どうぞ。

委員（4番） はい、資料の9-1と2をご覧になって頂きたいと思います。6月6日、香北で行われました、定例会終了後、3時半頃だったと思いますけれども、農業委員の皆さんと全員に同行していただきまして、現地を確認してきました。この文書に書いてありますように、51年の以前から納屋を建築しておって、今度は畑の進入路として使用して、現在に至っているということで農業委員の皆さんと一緒に現地を確認し、別に問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長 はい、すいません、5番、宮地委員さん、すいません。

推進委員
(4番) はい、宮地です。よろしくお願ひします。資料10です。10-1と10-2です。ご覧のように49年からお家が建って、周りに農地、引っ付いた農地はありませんので全然問題ないと思います。

以上です。

議長 それでは続いて6番、森安さんすいません。

委員（7番） はい、資料の11をお願いします。この1筆だけ、40m²か、それだけ畑で、地目は畑ということですう一と残っておりましたが、この矢印にあるようにもう山林、全部上は山林、竹林らあがありまして、この■さんが①の家から出でるもんでも私どもがしづえ切りなんかをいつもしておるもんでも、気兼ねをしておりまして、畑で売り買いするという話もありましたけども、いっそのこと非農地にしてやった方が無難なということで、もちろん周辺の人も問題なしに、山林にした方がよかろうということで進んでおります。

議長 以上補足説明まで終りましたので、非農地証明願いについてのですね、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ご質問ありませんか。

—質 疑 な し —

議長 無いようですので、議案第3号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いを致します。

——全場舉手——

議長 はい、全員賛成です。どうも有難うございました。

続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町岩積字中スカ485番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,549m²、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]

、成立日、解約日、引渡日ともに平成31年4月30日、解約理由は借り手変更のためです。
以上です。

以上説明がありましたが、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

質疑なし

- 議長 格段無いようすで、この件についてはですね、報告案件とさせていただきますのでよろしくお願ひをします。
- 続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出であります、この件につきましての説明をお願いします。
- 事務局 報告第5号農地法第4条届出報告について説明します。
1番、申請地は土佐山田町楠目字大河内958番1、地目は畑、面積は320m²、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造スレート・亜鉛メッキ銅板葺2階建、資料は12で調査員は事務局公文です。
以上です。
- 議長 報告第5号につきまして、ただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方何かご意見ありませんかね。
ここは市街化区域ですか。
- 事務局 そうです。
- 議長 市街化区域内の農地として残つておる分についてですね、報告案件ですが、何かご質問はありませんか。
- ――質疑なし――
- 議長 格段無いようすで、議案第5号の農地法第4条の既定による届出報告ですが、報告のみとさせて頂きたいと思います。
- 続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告ですが、説明をお願いします。
- 事務局 報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗目殿丸2450番2、地目は田、面積は347m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造平屋建て住宅1棟及び駐車場3台、資料は13で調査員は事務局公文です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町4丁目72番1、地目は畑、面積は254m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造瓦葺2階建住宅1棟、資料は14で調査員は事務局公文です。
以上です。
- 議長 説明が終わりましたので、ただ今より皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。
- 両方とも市街化区域内の案件でありますので報告案件となっておりますが、何かご質問はありませんか。
- ――質疑なし――
- 議長 格段無いようすで、議案6号農地法第5条の規定による届出の報告ですので報告のみとさせて頂きたいと思います。
- 続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての質問であります
が、説明をお願いをします。

事務局

議案第7号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

議案の方は9ページをお開けください。

まず高知県農業公社の中間管理による貸借事業となります。

1番、香北町永瀬の農地を借り受け、その後、[REDACTED]さんに貸し付けることになっております。賃借権で期間は15年となります。

次、10ページをお開けください。ここから一般の利用権になります。

1番、再設定で、土佐山田町影山の農地4筆を、[REDACTED]さんが借り受け、花木を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

2番、新規設定になります。土佐山田町佐野の農地6筆を、同じく[REDACTED]さんが借り受け、生姜、野菜を栽培します。賃借権で期間は5年となります。

11ページに移ります。

3番、再設定で、土佐山田町宮の口の農地5筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻、青ネギ、オクラを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

次12ページにいきまして、4番、新規設定で土佐山田町岩積の農地9筆を、[REDACTED]が借り受け、ニラその他野菜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

次に13ページになります。5番、新規設定で香北町五百蔵の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、大葉を栽培します。賃借権で期間は5年となります。

6番、再設定で、香北町五百蔵の農地を、同じく[REDACTED]さんが借り受け、大葉を栽培します。賃借権で期間は3年です。

次に14ページに移りまして、7番、新規設定で、香北町五百蔵の農地を、同じく[REDACTED]さんが借り受け、オクラを栽培します。賃借権で期間は5年です。

8番も、新規設定になります。香北町五百蔵の農地を、同じく[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

続いて15ページ、最後になります。9番、新規設定で、香北町小川の畑を、[REDACTED]さんが借り受け、柚子を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。住所は別々になっておりますが、実際このおふた方は親子です。

10番は、取り下げとなりましたので、以上です。

議長

以上説明が終わりましたので、ただ今より質問を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。他に何かご質問はありませんかね。

-----質疑なし-----

議長

格段無いようですが、議案第7号について採決に入つて構いませんか。

-----異議なし-----

議長

それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります
が、原案の通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長

はい、全員賛成です。どうも有難うございました。有難うございました。

それでは続きまして議案第8号のその他の件の県ですが、最初に申し上げました、上島さん方からちょっと報告というか。

委員（13番）

はい、すいません、お時間いただきて報告させて頂きます。去る6月19日に高知農業委員会女性ネットワークの総会に参加してまいりました。他の地域の女性委員さんと交流会ができましてありがとうございました。中でも総会の後にグループトークがありましたが、その中でも「人・農地プラン」のアンケートについて集め方について話し合いが行われました。香美市の方では明治地区の方で第1回目を企画されているということで、私は担当区域がありませんが、参加させていただいて、また勉強させて頂きたいと思ってます。あと中央ブロックの方で研修事業を行うことを今回企画させてもらいまして、香南市のトルコ桔梗を作つておられる■■さんのお宅に視察研修に伺い、私が花屋なので、お花を生ける、カゴなどを準備し、■■さんのお家の方でそのお花を生けるという研修事業を行う予定です。

以上でございます。

議

長

有難うございました。いろいろお忙しい中ですね、そうして研修していただいて、また実際に花を生けたり、また現地を見に行ったり、ご苦労でございました。私も農業会議の方ですね、上島さんがそうやって積極的にいろいろと覚えていただいたということで感謝をされましたことを私自身も非常にありがとうございます。すいませんが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

閉会（14時15分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原心一



署名人

植山良男



署名人

森田良彦

